

気象学会による論文拒否事件は3月18日に判決となりました。

2010.1.22

原告 槌田敦

気象学会による論文採用拒否・大会発表拒否事件を昨年5月27日に提訴しましたが、6回の口頭弁論(書面提出)により審理がなされ、1月21日に結審し、3月18日に判決という運びになりました。

気象学会誌編集委員会は、近藤邦明氏と私の共著論文を採用拒否しましたが、その「採用拒否」の通知書において、「論文は『数年スケールの変動』を根拠にして『長期的トレンド』を論じている」が、これは証明されていない、としています。

原告は、これは編集委員会による論文の「誤読」であり、このような「誤読」による採用拒否では合理的な裁量権を逸脱し、違法であると主張しました。

この論文は気温とCO₂濃度の因果関係を35年間にわたって論じているのであって、数年規模の現象を論じているのではないのです。

これに対して被告は、本件で裁量の逸脱はなく、また「誤読」であるかどうかは問題とするまでもなく、査読者による「掲載不可」との判断を得ている以上、採用拒否は違法ではないと主張しました。

これについて、裁判所は両者の提出した書面を読んで、判断することになります。

私どもの論文は、「原因は気温高、CO₂濃度増は結果」という私どもの発見した事実を世界で最初に発表するもので、「原因はCO₂濃度増、気温高は結果」とする現代の常識を根底から覆すものです。

この論文を気象学会誌に掲載すると、「人為的CO₂温暖化論」の正当性が否定されることになり、その結果は現代政治の根幹が揺らぐことになります。しかし、この私どもの発見した事実について、気象学会誌の査読者たちは否定できなかったのです。

その結果、気象学会誌編集委員会は、この論文を誤読することで屁理屈を考えだし、この論文を排除することにしました。気象学会は、科学を研究し、これを振興する学会ではなくなり、政治に奉仕する学会に成り果ててしまいました。この訴訟の目的は、これを正すことです。

なお、私は、この気象学会誌に提出した論文の解説記事を物理学会誌に提出しましたが、本年4月号に掲載するとの通知がありました。

さすがに物理学会誌では、この私どもの発見した事実を排除することはできなかったのです。その結果、「原因は気温高、CO₂濃度増は結果」という私どもの発見した事実の科学誌での最初の発表は、気象学会誌ではなく、物理学会誌ということになります。

気象学者の皆さんはこのことを残念とは思わないのでしょうか。